

川崎市電力需給対策基本方針（冬期版）の策定について

川崎市は、この冬の首都圏における電力需給バランスの確保のため、「川崎市電力需給対策基本方針（冬期版）」を策定しました。夏期・秋期に引き続き、市民・事業者・行政が一体となって節電対策を行うことで、地球温暖化対策にも繋げていきます。

1 趣旨

暖房の使用など、電力消費が増加すると予想される冬期について、市民・事業者・行政が一体となって、計画的に節電等の取組を継続することで、首都圏における電力需給バランスの確保に寄与するとともに、この取組を地球温暖化対策にも繋げていくことを目指し、「川崎市電力需給対策基本方針（冬期版）」を策定するものです。

2 冬期の主な取組（夏期や秋期の取組からの主な変更点）

- (1) 今冬の電力需給見通しを踏まえ、方針の名称を「電力不足対策基本方針」から「電力需給対策基本方針」に変更します。
- (2) 市民・事業者・行政が一体となって、冬場の電力消費のピーク時間帯（平日の9時から21時）における使用最大電力の抑制に取り組みます。
- (3) 市民、事業者の冬期の取組について、具体的・効果的な節電対策を示しながら、リーフレットや各種媒体により啓発に取り組むとともに、必要な支援を継続して行います。
- (4) 市役所は、率先した取組を引き続き実施するものとし、冬場の電力消費のピーク時間帯（平日の9時から21時）の使用最大電力の抑制に取り組みます。さらに、市民生活に大きな影響が生じない施設については、電力消費の総量を減らす取組として昨年と比べ概ね15%以上の電力消費量の削減を目指します。
市民利用施設やエスカレーターの利用などについては、高齢者や障害者などにも配慮しながら対応を図ります。
- (5) 秋期に引き続き、環境配慮の行動を実践しながら快適で豊かな生活を両立する「スマートライフスタイル」への転換を目指して、取り組みを行います。

3 スケジュール

- ・12月から3月 方針（冬期版）に基づく取組を実施

4 参考

今冬の電力需給見込み(予備率)

通常必要予備率8%（最低限必要な予備率3%）

	北海道電力管内	東北電力管内	東京電力管内	東日本3社
12月	9.3%	▲5.3%	6.7%	4.6%
1月	12.3%	▲3.4%	6.0%	4.6%
2月	15.3%	▲0.5%	4.4%	4.3%
3月	6.7%	6.9%	3.6%	4.5%

川崎市電力需給対策基本方針（冬期版）

KAWASAKI

電力使用削減大作戦



平成23年11月

川崎市

1 背景と目的

東日本大震災により、首都圏向けの発電施設は、原子力発電所の事故など、大きな被害を受けるとともに、原子力発電所の定期検査等による電力供給能力の低下などにより、電力需給バランスを安定的に確保していくことが必要となっている。

国は、今夏に、東京電力管内の需要家に対して、昨年夏の電力ピークに比べ15%の節電要請を行うとともに大口事業者には、電気事業法第27条に基づく使用制限を講じた。

このような中、本市では、安全・安心な市民生活や安定的な経済活動を確保するとともに、行政サービスを安定的に提供しながら、計画停電の実施を回避するため、今夏については、「電力不足対策基本方針」及び「電力不足対策行動計画（2011夏期版）」を策定し、市民・事業者・行政が一体となって、計画的な節電等の取組を実施することで、首都圏における電力不足対策に取り組んできた。

また、秋には市民・事業者・行政が一体となった節電行動の実施とともに、節電型のライフスタイルや、事業活動モデルを一層定着させ、地球温暖化対策に繋げていくことを目指し、「電力不足対策基本方針（秋期版）」を策定し、継続した取組を実施してきている。

国は、11月に電力需給に関する検討会合を開催し、今冬の電力需給対策をとりまとめ、市民・事業者向けに冬期の節電メニューを提示し、東京電力管内においては、国民生活及び経済活動に支障を生じない範囲での節電を要請した。

本方針は、暖房の使用など、電力消費が増加すると予想される冬期における本市の取組の基本方針を定めるものである。市民・事業者・行政が一体となって、計画的に節電等の取組を継続することで、首都圏における電力需給バランスの確保に寄与するとともに、中長期的な電力不足対策へも対応し、地球温暖化対策に繋げていくことを目指す。

2 取組に対する基本的な考え方

- ①安定した市民生活を継続できるよう、また、事業活動を停滞させることのないよう、対応を行う。
- ②市民・事業者に対しては、節電意識の向上を図るため、引き続き普及啓発に取り組む。
- ③冬場のピークの時間帯（平日の9時から21時）における使用最大電力の抑制を、市民・事業者・行政が一体となって取り組んでいく。
- ④市役所は、率先した取組を引き続き実施するものとし、ピークの時間帯の使用最大電力の抑制を図る。さらに市民生活に大きな影響が生じない市役所施設については、電力消費の総量を減らす取組として昨年に比べ概ね15%以上の電力消費量の削減を目指す。
- ⑤市民利用施設などの市民に直接影響のある施設については、節電による市民への影響を可能な限り回避するなど適切な対応を図る。
- ⑥市民・事業者・行政の節電意識を一層定着させ、電力多消費型のライフスタイルからの転換を促すことで、地球温暖化対策に繋げる。

3 節電対策の視点

基本的な考え方を踏まえ、次の4項目を基本的な取組と位置づける。

- ①省電力化：照明のLED化やこまめな消灯など、電力消費の総量を減らす取組
 - ②電力消費の平準化：ピーク時の電力消費を抑え、フラット化する取組
 - ③創電力化：中長期的な視点も踏まえ、太陽光などにより電力を創出する取組
 - ④電力セキュリティの確保：計画停電の実施などに備えた体制の整備など、市民生活の安全・安心を確保する取組
- 電力需要の対応としては、通年にわたり取組を実施していく必要があり、一人ひとりの節電の取組を積み重ねることによって、電力消費の平準化を図ることを優先しながら、電力消費の総量を減らす取組である省電力化にも取り組む。
- 冬期については、特に暖房による電力需要が増加することへの対応が重要なことから、空調の温度設定について、きめ細やかな対応を実施する。
- 市の施設の節電等の取組の推進にあたっては、行政サービスの公平・公正性を担保するため、施設管理者の異なるものについても、同種の施設については、地域バランスに配慮しながら、同様の対応を実施する。あわせて、高齢者や障害者などにも配慮しながら、きめ細やかに電力削減に取り組むことで、市民サービスを確保する。

4 市民・事業者と一体となった節電行動の推進

<普及啓発>

○ 市民に対しては、国が示す冬期の節電メニューをもとに、具体的・効果的な節電対策をとりまとめたリーフレットを作成・配布し、普及啓発を行うとともに、身近な区役所や様々な部署、関係団体を通じて、情報発信と協力を呼びかける。また、市ホームページなど各種媒体を通じて、普及啓発を継続して実施する。

さらに、川崎市地球温暖化防止活動推進センターを中心に、地球温暖化防止活動推進員と連携を図りながら普及促進を図る。

こうした取組により、電力多消費型のライフスタイルからの転換を促すことで、息の長い持続的な節電対策の定着を一層促進する。

さらに、節水の取組については、浄水場や下水処理場における節電に大きな効果をもたらすことから、市民に対して引き続き働きかけを行う。

○ 事業者に対しては、国が示す冬期の節電メニューをもとに、節電対策を取りまとめたリーフレットを作成し、引き続き関係部署や川崎商工会議所など関係団体を通じて協力を呼びかけるとともに、市ホームページなど各種媒体を通じて、普及啓発を図る。

○ 市民、事業者が主体的に節電行動に取り組むことにより、地球温暖化対策にもつなげていくため、川崎温暖化対策推進会議（CC川崎エコ会議）等を通じて、この方針に基づく取組（別紙1-1、1-2、参考1）を幅広く推進する。

<支援策>

○市民に対する支援策

- ・住宅用太陽光発電設備の設置補助による再生可能エネルギー導入促進
- ・住宅用太陽熱利用設備の設置補助による再生可能エネルギー導入促進
- ・冷蔵庫やエアコンの買替など、省エネ機器の導入促進
- ・雨水貯留槽への設置補助による節水の促進 など

○事業者に対する支援策

- ・中小規模事業者向け省エネルギー診断の実施
- ・省エネ改修などへの制度融資の実施
- ・省エネ創エネ分野での中小企業の新技術・新製品開発などの促進 など

5 市役所の節電対策の実施

市役所は、ピークの時間帯（平日の9時から21時）の使用最大電力の抑制に向け、国が示す冬期の節電メニューを基に各施設で取組を行うとともに、市民生活に大きな影響が生じない市役所施設については、電力消費の総量を減らす取組として、昨年に比べ概ね15%以上の電力消費量の削減を目指して取り組む。

また、施設や設備等の本来機能を損なわないよう、節電対策を実施することとし、別紙2を基本とした取組を実施する。

市民利用施設やエスカレーターなどの市民に直接影響のある施設については、高齢者や障害者などにも配慮しながら、節電による市民への影響を可能な限り回避するなど適切な対応を図る。

また、引き続き、各施設において契約電力の見直しに向け取組を行う。

なお、指定管理者制度が導入されている施設においても同様の対応とするほか、市の出資法人等についても準じた取組を要請する。また、市の職員の意識改革と節電行動を促すため、定時退庁などの取組を引き続き実施する。

市民、事業者には、あらかじめ市役所の取組の広報を行い、積極的な周知を図る。

なお、電力の需給状況等を踏まえて、機動的に実施する必要がある場合は、東日本大震災対策本部において決定する。また、対策の実施にあたり、施設利用者や関係者等に迅速に情報伝達が行われるよう、今夏に整備した庁内連絡体制を引き続き継続する。

また、この基本方針に基づく市役所の取組の推進及び進行管理については、川崎市温暖化対策庁内推進本部において行う。

6 スケジュール

この方針に基づく取組のスケジュールは、別紙3のとおりである。

7 緊急時等の対応

電力需給バランスが万が一にも悪化し、計画停電が実施される場合に備え、今夏にとりまとめた計画停電実施時の広報・連絡体制等については、冬期も継続する。

市民（家庭）の節電対策メニュー（冬期版）

市民については、下記のような取組を実施する。

機器等	取組事例
エアコン	①重ね着などをして、室温 20℃を心がける。 ②窓には厚手のカーテンを掛ける。
照明	③不要な照明を消す。
テレビ	④省エネモードに設定するとともに画面の輝度を下げ、必要な時以外は消す。
冷蔵庫	⑤冷蔵庫の設定を「弱」に変え、扉を開ける時間をできるだけ減らし、食品をつめこまない。
ジャー炊飯器	⑥早朝にタイマー機能で1日分をまとめて炊飯して、保温機能は使用せずに、よく冷ましてから冷蔵庫に保存する。
温水洗浄便座	⑦便座保温・温水の設定温度を下げるとともに、不使用時には、ふたを閉める。
待機電力	⑧リモコンの電源ではなく、本体の主電源を切る。長時間使用しない機器についてはコンセントからプラグを抜く。
その他	⑨節電に大きな効果をもたらす節水について、積極的に取り組む。

※ 外出している時にも⑤、⑦、⑧の対策を実施する。

※ ガス・石油ストーブ等を使用する場合には、窓を開けるなどして必ず換気をする。

事業者の節電対策メニュー（冬期版）

事業者については、業種・業態や施設の特性等にあわせ、下記のような取組を実施する。

項目	取組事例
空調	<ul style="list-style-type: none"> ・重ね着などを行うとともに、執務室の室内温度を19℃とし、きめ細やかな対応を行う。 ・使用していないエリアは空調を停止する。 ・夕方以降は、ブラインド、カーテンを閉め、暖気を逃がさないようにする。
照明	<ul style="list-style-type: none"> ・執務エリアの照明を半分程度間引きする。 ・使用していないエリア（会議室、廊下等）は消灯を徹底する。 ・昼休みなどは完全消灯を心掛ける。 ・従来型蛍光灯を、高効率蛍光灯やLED照明に交換する。
コンセント動力	<ul style="list-style-type: none"> ・長時間席を離れるときは、OA機器の電源を切るか、スタンバイモードにする。 ・不要な設備のプラグをコンセントから抜く。
節電啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ビル全体の具体的取組について、関係全部門・テナントへ周知を行うことで、理解と協力を求める。 ・節電担当者を決め、責任者（ビルオーナー・部門長）と関係全部門・テナントが出席したフォローアップ会議や節電パトロールを実施する。 ・従業員やテナントに対して、家庭での節電の必要性・方法について情報提供を行う。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・節電に大きな効果をもたらす節水について、積極的に取り組む。

市役所の節電対策の取組（冬期版）

分類	施設種別等	取組内容
施設等	庁舎等 (本庁、区役所等)	<p>【空調】 ○重ね着を行うとともに、執務室内の温度を 19℃とし、室内の状況等に応じ、きめ細やかな対応を実施する。</p> <p>【照明】 ○照明の間引き・減灯を引き続き実施するものとし、日照時間の変化などにも応じて、きめ細やかな対応を行う。 ○始業前及び昼休み等の消灯を徹底する。 ○会議室など常時使用をしていない部屋やトイレについては、使用時のみ点灯するなど、きめ細やかな対応を実施する。</p> <p>【OA 機器】 ○パソコンについては必要最低限の稼動にとどめ、省電力モードで運用するとともに、長時間離席する場合は電源をオフとすること。 ○コピー機については、使用枚数の削減に努め、省電力モードを徹底する。 ○共用のプリンターやスキャナーについては、省電力モードとした上で、共同利用を徹底する。 ○待機電力の削減のため、退庁時には OA 機器のコンセントを抜くことを徹底する（特にノート型 PC の対応の徹底を図る）。</p> <p>【昇降機等】 ○バリアフリーに配慮しながら、業務に支障を生じさせない範囲で、可能な運転台数・時間を削減する。 ○階段の利用を促進し、エレベーターの利用を抑制する。</p> <p>【その他（取組例示）】 ○自動販売機等のパネル部分の照明については消灯する。</p> <p>※その他各施設の状況に応じた節電対策を講じる。 ※区役所等の執務室については庁舎の取り扱いとするが、市民利用部分については市民利用施設と同様の扱いとする。</p>

分類	施設種別等	取組内容
施設等	生活基盤施設 (上下水道施設等)	<p>【基本的対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設の基本的機能を維持することを前提として、施設の目的・特性に応じた電力削減に取り組む。 ○節電対策の実施にあたっては、水道や下水道の使用量の抑制が重要であり、市民・事業者の協力が不可欠であることをふまえ、節水等に対する啓発を継続的に実施する。 <p>【執務室等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○庁舎等と同様の取組を実施する。
	都市基盤施設 (道路、駐輪場等)	<p>【基本的対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設の基本的機能を維持することを前提として、施設の目的・特性に応じた電力削減に取り組む。 ○道路等の照明について、安全性を考慮しながら、間引き等を実施する。 ○バリアフリーや安全性の観点から、市民利用を通常通り行うことを基本としつつ、可能な限り節電の取組は継続する。
	市民利用施設 (市民館・図書館、スポーツ施設、公園等)	<p>【基本的対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各施設について、施設機能を継続的に提供することを前提としながら、施設の設置目的や特性に応じた節電対策を講じる。 <p>【屋内施設等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設の特性等を踏まえながら、庁舎等に準じた取組を実施する。 <p>【屋外スポーツ施設の夜間利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民利用を通常通り行うことを基本として、節電対策を実施する。 <p>【公園等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○園内の照明を間引きする。 ○噴水等の運転時間を短縮する。 <p>【執務室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○庁舎等と同様の取組を実施する。 <p>※ 電力需給が逼迫した場合には、利用を制限する可能性があることを告知しておく。</p>

分類	施設種別等	取組内容
施設等	健康・福祉・医療施設 (病院、特養、保育所等)	<p>【基本的対策】 ○施設の設置目的を踏まえ、医療行為、患者や利用者への影響を考慮し、安全・安心を確保することを最優先としながら、きめ細やかな節電対策を講じる。</p> <p>【病室・居室等】 ○施設の目的・機能に応じて、医療行為、患者や利用者に影響を与えない範囲で、照明の減灯などに取り組む。</p> <p>【執務室等】 ○庁舎等と同様の取組を実施する。</p>
	教育施設	<p>【校舎・執務室等】 ○庁舎等と同様の取組を実施する。 ○不要なコンセントを抜き待機電力の削減を行う。</p> <p>【施設の地域開放等】 ○庁舎等と同様の取組を実施する。 ○市民利用を通常通り行うことを基本として、節電対策を実施する。</p> <p>※ 電力需給が逼迫した場合には利用を制限する可能性があることを告知しておく。</p>
	イベント、事業	<p>○イベント等については、節電に配慮した企画内容とする。</p> <p>※電力需給が逼迫した場合には、イベントを中止する可能性があることを告知しておく。</p>
	その他	<p>○太陽光発電施設等の設置を進め、創電力の取組を推進する。あわせて、万が一の停電発生時に備え、自立運転での運用が可能となるよう、切り替え手順等を確認する。</p> <p>○節電に大きな効果をもたらす節水について、積極的に取り組む。</p> <p>○ウォームビズを実施する。(3月31日まで)</p> <p>○ノー残業デー(定時退庁日)の取組を継続し、定時退庁に努める。</p> <p>○万が一に備え、自家発電設備などの点検を実施する。</p>

冬期の対策スケジュール

	11月	12月	1月	2月	3月
電力不足対策基本方針の策定	秋期の取組実施 →				
	冬期の取組検討 →	◆ 方針の策定・公表 方針に基づく全市を挙げた冬期の取組実施			次年度の取組検討 →
市役所自らの節電取組の実施	秋期の取組実施 →				
		施設の本来機能を維持しながら冬期の取組実施			
節電対策に係る普及啓発	市民・事業者に対する継続した普及啓発の実施 →				
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冬期の節電対策のリーフレット作成・配布 ・ ホームページを活用した周知等 ・ 関係部署、団体などを通じた情報発信など 				
節電対策に係る支援策	継続した支援の実施による節電対策の促進、必要に応じた支援の実施 →				
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民向け 住宅用太陽光発電設備の設置補助の実施、住宅用太陽熱利用設備の設置補助の実施、冷蔵庫やエアコンの買替など省エネ機器の導入促進など ・ 事業者向け 省エネルギー診断の実施、省エネ改修などへの制度融資の実施など 				

CCかわさき節電アピール
—スマートライフスタイルを目指して—

安全・安心な市民生活を確保するとともに、健全な産業経済活動の継続により、活力ある社会を創出するためには、安定的なエネルギーの供給が不可欠であるものの、東日本大震災の影響により、首都圏において深刻な電力不足が生ずることとなりました。

今夏については、市民・事業者・行政が協働して節電の取組を進めることにより、乗り切ることができたものの、今冬や来夏においても電力需給が逼迫するとの懸念があり、引き続き節電の取組を継続していく必要があります。

一方、持続的な節電の取組を推進していくためには、環境配慮の行動を実践しながら快適で豊かな生活を両立する「スマートライフスタイル」への転換が求められております。

川崎温暖化対策推進会議（カーボン・チャレンジ川崎エコ会議）では、こうした考え方のもと、その設置目的たる「地球温暖化対策に向けた取組み等の情報の発信」の達成のため、持続可能な低炭素社会の構築に向け、今後においても、各主体の実情に応じた合理的エネルギー利用に取組み、地球温暖化対策につなげて参りたいと考えておりますので、関係各位のさらなるご協力をお願いいたします。

平成23年9月

川崎温暖化対策推進会議